

《令和8年度 平塚市住居表示審議会》 会議録

日 時 令和8年7月31日（金） 午前10時00分～午前11時00分

場 所 平塚市役所 本館6階619会議室

出席者 <委員>

中村委員、須藤委員、内田委員、山本委員、鈴木委員、宮村委員、
藤瀬委員（委員7名）

<平塚市（事務局）>

都市整備部 青木部長

都市整備課 小長井課長、西村担当長、河野主査、瀧本主査、岸田主事

傍聴者 0人

1 開 会

青木都市整備部長による開会の挨拶を行った。

また、前副会長の退任により、新たに鈴木委員を副会長として互選した。

事務局から、審議会委員9名のうち、7名出席による会議の成立、平塚市情報公開条例第31条に基づく審議会の公開、審議会への傍聴者は無しの旨の報告を行った。

2 諮問事項

旭地区第3次住居表示整備地区（高村、出縄、根坂間、公所）の住居表示の実施にあたっては、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、議会へ付議する必要がある。そのことから、住居表示を実施すべき市街地の区域（議案第1号）を別図とすること、当該区域内における住居表示の方法（議案第2号）を街区方式とすることを諮問した。

（1）議案第1号「市街地区域の設定」

原案（別図）のとおり審議会から承認の答申を得た。

（2）議案第2号「住居表示の方法」

諮問のとおり街区方式とすることを審議会から承認の答申を得た。

【以下、質疑応答・意見要旨】

（委 員）公所神社の南側、公所と上吉沢の境について、現地は一部獣道のようにになっているが、町の境はどのようにとるのか。

（事務局）該当箇所は、公図上無番地となっており、公図上の道路扱いとし、公図上の境を境界として設定している。

（委 員）日向岡二丁目の西側にある上吉沢の一部は、今回の住居表示地区に接していると思うが、その扱いはどうなるのか。

（事務局）上吉沢の当箇所について、上吉沢自治会と協議した。その中で、当該箇所は市街化区域だが、この部分以外の上吉沢は市街化調整区域のため、上吉沢の一部区域のみ住居表示をするのはどうなのかとの話となり、住居表示をしないことでまとまった。

（委 員）町の境が整理された方が、町の区域が明確になり、何かと都合が良い。

(以後の質疑は、次回の審議会に関する内容であり、今回の審議内容ではないが記載する。)

(委 員) 現在でいう「大字」が変更となる方へは、説明はしているのか。

(事務局) 今回の審議内容とは直接関係ない話となるが、対象住民の方へは、説明会や個別説明を通して、説明させていただいている。

(委 員) 出縄と根坂間の境の所にも変更があるようだが、ここも説明してあるのか。

(事務局) この箇所も同様に説明をさせていただいている。

4 その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を行った。

- ・本審議会で答申を得た旭地区第3次住居表示整備地区の市街地区域の設定、住居表示の方法は、令和8年12月の議会に上程する予定である。
- ・次回(令和9年6～7月開催予定)の審議会では、旭地区第3次住居表示実施検討会で検討されている新しい町の区域、町名などを諮問する予定である。

5 閉 会

以 上